

✓ 海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 「海岸協力団体」の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした活動が促進され、地域の実情に応じた海岸管理の充実につながることを期待しています。

海岸協力団体の活動事例



海岸清掃活動
[石川県：石川海岸]



海浜植物の植栽・保護
[新潟県：新潟海岸]



環境教育活動
[北海道：胆振海岸]



生物育成環境モニタリング
[兵庫県：東播海岸]



海岸PR活動（水鉄砲大会）
[高知県：高知海岸]

海岸法 第23条の4（海岸協力団体の業務）

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

海岸において多くの法人、団体が清掃、植樹、環境教育等の様々な活動を自主的に実施



これらの活動は海岸管理の充実に寄与し、海岸管理の担い手として位置付け、海岸管理者が情報提供、技術的支援を行うことにより連携を強化

✓ 海岸協力団体に指定されると？

- 海岸協力団体としての活動に必要な占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者との情報交換が容易になるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

海岸協力団体に指定されるには？

- 指定を希望する団体からの申請に基づき、海岸管理者が審査をし、海岸協力団体として指定することができます。

活動する会員の意識が高まった

活動に参加する仲間が増えた

指定された団体のこえ

活動の様子が新聞やテレビ等で紹介された

行政からの情報や支援が得られやすくなった

団体の活動が海岸管理に寄与しているといった実感を持つことができた

活動に対する地域の評価が高まった